カルテの全開示を求める裁判

一部勝訴の判決！

ご支援ありがとうございました！！

　＜ご報告＞

緊急措置入院時の診療記録（カルテ）の一部が黒く塗りつぶされているのはおかしいとして、全ての開示を求めた裁判の判決が出されました。非開示になっていた２点のうち『指定医が診察に先立って家族や警察官から聴取した情報』は、都が主張したような「おそれ」が具体的にあるとは認められず「不開示とした部分は違法である」と判断されました。

もう１点の『医師や看護師などの病院職員の氏名』は違法性が認められず、Ａさんは控訴も検討なされましたが、着実に進めるために受け入れると決心され、判決が確定しました。

～～～～～　Aさんからみなさんへ　メッセージ　～～～～～

**この度のカルテ一部非開示処分取消行政訴訟ですが、DPI障害者権利擁護センターのご支援を受けながら、本人訴訟でやりとおし、5回の口頭弁論期日を経て、5月19日に判決が出されました。**

**傍聴や取材でのご支援を下さいました皆様に、心よりお礼申し上げます。**

**今回の判決は、医師等の氏名以外の不開示は違法と認め、氏名以外は全て開示させるものです。一部勝訴ですが、氏名以外の記載内容はすべて開示されますから、実質的には、7割くらいは勝たせて頂けた感じがします。**

**裁判官は、本件の固有性・個別性を認めて開示を認める、画期的と思える判決を下さいました。私が本件措置を不服として、その問題解決のための端緒としての、開示請求であることなども認められ、非常に貴重な判決をいただきました。**

**今回の判決では、医師等の氏名は不開示のままとなりました。争点は、条例の例外に当たるか否かであり、千葉地裁の判例を出して争いましたが、残念ながら最高裁例に拠って認められませんでした。医師等の氏名の開示については、今後、今回の一部勝訴によって、新たに開示されるカルテの記載などを基に、さらに先の別の機会に、具体的な形で、改めて求めていく予定です。**

**勝訴部分の判決理由には感動すら覚えました。裁判官が、証拠や主張を丁寧にきちんと読み込んで、きちんと検討して、きちんと判断して下さいました。やっと、そういう場面に当たりました。やっと、本来当たり前のことが、私の身にひとつおきました。今まで全くありませんでした。**

**今回の判決は、家族や元主治医らによって、不当かつ不法といえるほどに、私を「精神障害者」化することにより、真実を歪曲し隠蔽せんとする、長年の非常におかしな「工作」の存在も、暗に認められたと言っても決して過言ではないよう読めます。**

**本件訴訟を争ったことの収穫は、十分にあったと思います。**

**悪質で不当かつ不法な歪曲隠蔽の封じ込めの渦中に、やっと、最初のきちんとした風穴があきました。**

**今後は、今回の結果を活かして、私の抱える積年の問題の、根本的な問題解決に向けて、さらに先へと進めていきますので、これからも、皆様のご支援とご指導を何卒よろしくお願いいたします。**

**ＤＰＩ日本会議メールマガジンを通して、私の裁判に傍聴に来て下さった当事者の方、取材者の方、**

**本当にありがとうございました。**

**重々お礼を申し上げますとともに、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。**

　【背景】（＊以下は、前回リーフレットと同じ内容です）

　　　Aさんは子どもの頃から家族による精神的、身体的な虐待を受けてきました。Aさんが家庭内の嘘や問題を明らかにしようとするたびに、家族は精神科医と結託して精神疾患に結び付け、本人に内緒で薬をジュースに混ぜる、関係者と口裏を合わせて騙す、事実を黙らせるなどの対応をし続けました。

措置入院の少し前には、家族はAさんについて「治安を乱さないように、しかるべき対応を講じるべきだというアドバイスを医師から受けている」ということを親戚へ話していました。措置入院はその延長上にあると思われます。事実関係の確認は、Aさんの生活に欠かせない重要な事柄であり、権利です。

Aさんは、措置入院決定後、54日間入院した民間の病院に対しても診療録の開示請求を行い、そこでは医師等の職員名を含むすべてが開示されています。その診療録や、普段通院している病院の診断書も証拠として提出しました。また、開示に同意する旨の、家族の同意書も提出し「かようなおそれはない」と主張して、２０１６年６月、一部非開示決定の取消しを求めて提訴しました。

これまでの間、東京都は条例を繰り返し述べるだけで、なぜ一部非開示なのかの説明をしていません。合理的な理由がないまま、安易かつ差別的に開示を拒むことは許されません。みなさまの関心が大きな力になります。ぜひ支援の傍聴をお願いいたします。

発行　DPI障害者権利擁護センター

〒101-0054東京都千代田区神田錦町３-１１-８　武蔵野ビル５階

電話　０３－５２８２－３１３７、FAX　０３－５２８２－００１７

e-mail kenriyogo@dpi-japan.org

お問い合わせ　担当：西田（ニシダ）